

別記

1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
 名称：東京都
 代表者：東京都知事 小池 百合子
 所在地：東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

2 対象計画の案の名称及び種類

名称：多摩都市計画道路 3・1・6号南多摩尾根幹線
 (多摩市聖ヶ丘五丁目～南野三丁目間)建設事業
 種類：道路の改築

3 対象計画の案の概略

本計画は、延長約16.6kmの多摩都市計画道路 3・1・6号南多摩尾根幹線のうち、多摩市聖ヶ丘五丁目地内を起点とし、同市南野三丁目地内を終点とする延長約5.5km(以下「計画道路」といいます。)の区間において、平面構造及び橋梁構造により、本線往復4車線の道路を整備するものです。
 この計画について、現況の地形等を踏まえ、主に計画道路の横断方向の高低差が小さい区間を標準区間とし、高低差が大きい鶴牧区間及び諏訪・永山区間については、幅員構成が異なる複数の対象計画案を策定しました。
 複数の対象計画案の概要を、表1及び図1に示します。

表1 複数の対象計画案の概要

| 都市計画道路名称 | 多摩都市計画道路3・1・6号南多摩尾根幹線 | |
|-------------|---|--|
| 対象とする延長及び区間 | 延長：約5.5km 起点：多摩市聖ヶ丘五丁目(多摩東公園交差点) 終点：同市南野三丁目(多摩市総合福祉センター前交差点) | |
| 通過地域 | 多摩市、神奈川県川崎市 | |
| 道路の区分 | 第4種第1級※ | |
| 車線数 | 本線往復4車線 | |
| 設計速度 | 60km/時 | |
| 道路構造 | 平面構造、橋梁構造 | |
| 主要交通との差 | 【交差道路】 多摩 3・4・18号[府中町田線・町田調布線] 多摩 3・4・19号[府中町田線] 多摩 3・3・8号[府中町田線(鎌倉街道)] 多摩 3・3・24号[町田日野線(多摩モノレール通り)] 多摩 3・4・26号[小山乞田線] | ：平面交差 ：平面交差 ：立体交差(計画道路は橋梁構造) ：平面交差 ：平面交差 |
| 計画交通量 | 供用時：30,500台/日～36,800台/日 道路ネットワークの整備完了時：27,900台/日～36,200台/日 | ：立体交差(計画道路は平面構造) ：立体交差(計画道路は平面構造) |
| 供用開始 | 平成37年度(予定) | |
| 工事期間 | 平成31年度から平成37年度まで | |

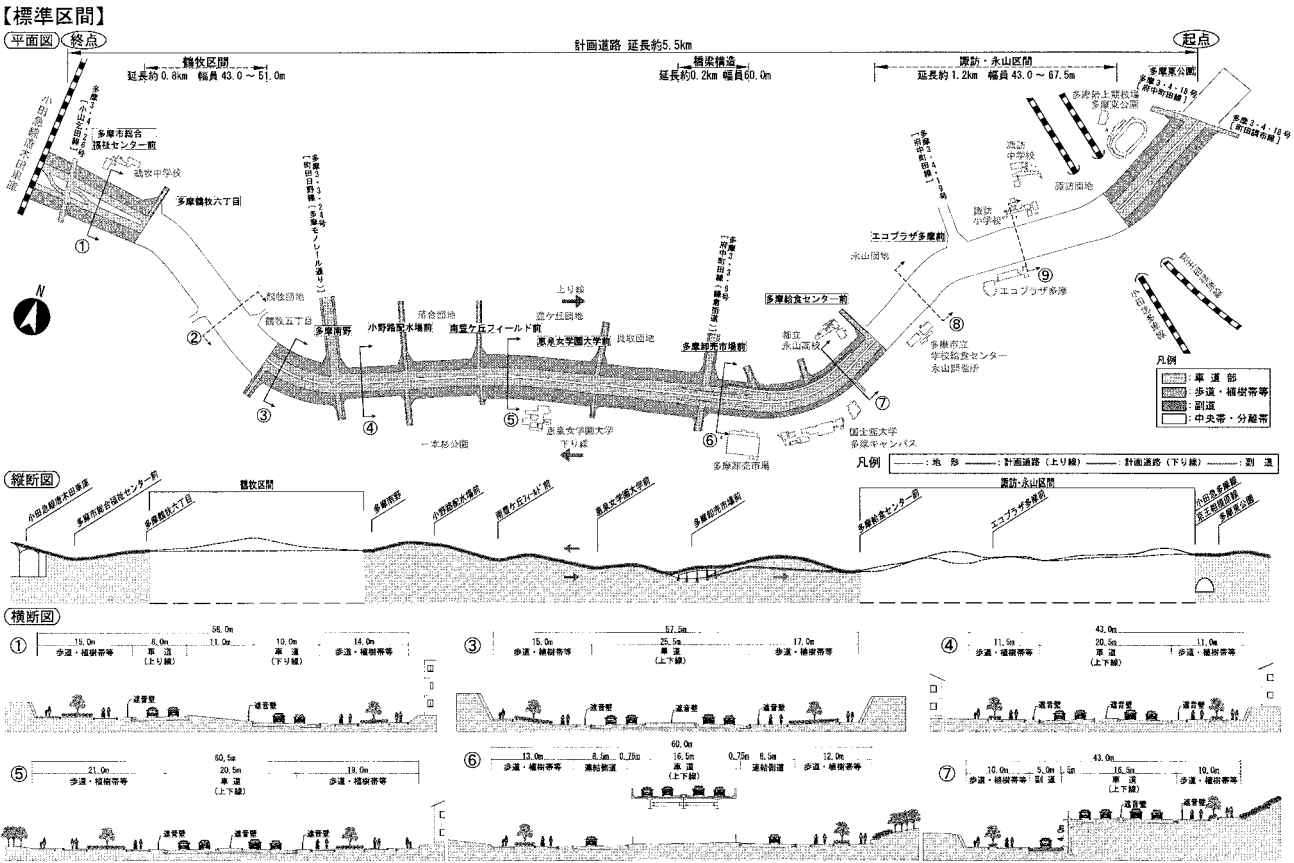
※) 第4種第1級とは、道路構造令(昭和45年政令第320号)に定められた道路の区分です。

| | |
|---|--|
| <p>1 標準区間 ・「多摩東公園」交差点～「多摩市総合福祉センター前」交差点 (鶴牧区間、諏訪・永山区間を除く。)</p> <p>図1 標準区間の平面図及び横断面参照</p> <p>標準区間</p> <p>道路構造(延長・幅員) 橋梁構造(延長約0.2km 幅員60.0m)</p> <p>上下線の車道位置 片側6.0m～21.0m</p> <p>歩道・植樹帯等の幅員 車道の南側: 0.0m～2.0m、中央帯: 0.0m～1.5m遮音壁</p> | |
| <p>2 鶴牧区間 ・鶴牧五丁目付近～「多摩鶴牧六丁目」交差点</p> <p>図1 鶴牧区間の平面図及び横断面参照</p> <p>【鶴牧A案】 車道セパレート案 道路構造(延長約0.8km 幅員43.0m～51.0m)</p> <p>上下線の車道位置 上下線を分離 10.0m～14.5m</p> <p>歩道・植樹帯等の幅員 北側: 10.0m～14.5m 南側: 10.0m～12.0m</p> <p>高低差が大きい位置(主な高低差処理位置) 上下線の車道の間(中央帯部) 高低差 約7m 車道の北側: 1.0m 中央帯: - 車道の南側: 0.5m</p> <p>遮音壁</p> | |
| <p>3 諏訪・永山区間 ・諏訪団地付近～多摩市立学校給食センター永山調理所付近</p> <p>図1 諏訪・永山区間の平面図及び横断面参照</p> <p>【諏訪永山A案】 車道中央集約案 道路構造(延長約1.2km 幅員43.0m～67.5m)</p> <p>上下線の車道位置 上下線を集約【中央】 10.0m～29.0m</p> <p>歩道・植樹帯等の幅員 北側: 10.0m～29.0m 南側: 11.0m～25.5m+副道</p> <p>高低差が大きい位置(主な高低差処理位置) 上下線の車道の南側 高低差 約10m 車道の北側: 1.5m 中央帯: 0.5m 車道の南側: -</p> <p>遮音壁</p> | |

注) 車道は本線車道を示します。また、上り線は東行(北側)、下り線は西行(南側)道路を表します。

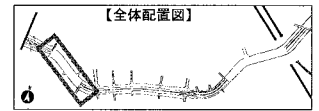
複製対象の
対象計画案

図1 複製の対象計画案の概要図

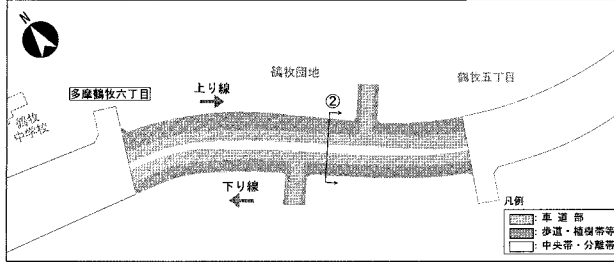


注) 計画道路の幅員構成や整備形態については、今後、関係機関との調整により変更となる場合があります。
・横断面中の縦線は、定等による緑化幅員を示しています。

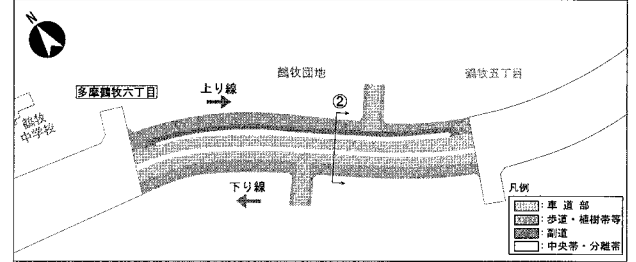
【鶴牧区間】



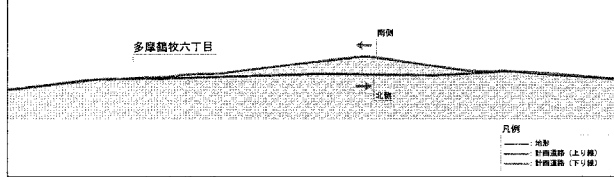
【平面図】 【鶴牧A案】車道セパレート案



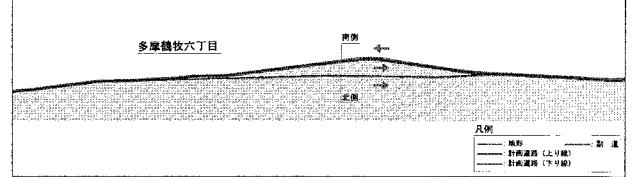
【鶴牧B案】車道南側集約案



【縦断面】 【鶴牧A案】車道セパレート案

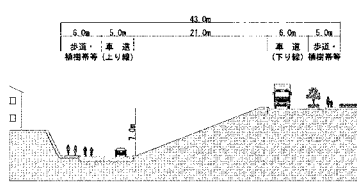


【鶴牧B案】車道南側集約案

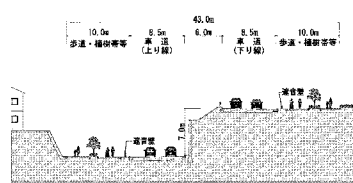


【横断面②】

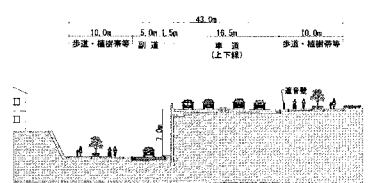
【現況】



【鶴牧A案】車道セパレート案

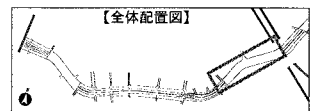


【鶴牧B案】車道南側集約案

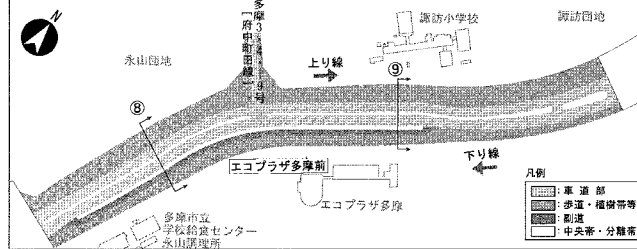


注・計画道路の幅員構成や態様形態については、今後、関係機関との調整により変更となる場合があります。
・横断面中の破線は、芝等による緑化範囲を示しています。

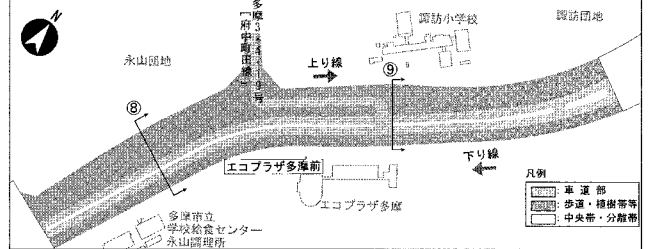
【諏訪・永山区分】



【平面図】 【諏訪永山A案】車道中央集約案



【諏訪永山B案】車道南側集約案



【縦断面】 【諏訪永山A案】車道中央集約案

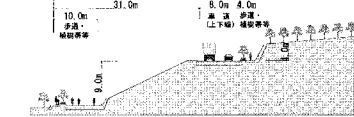


【諏訪永山B案】車道南側集約案

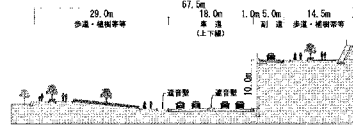


【横断面⑧】

【現況】



【諏訪永山A案】車道中央集約案

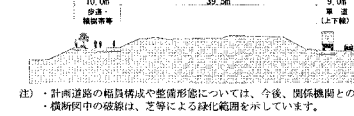


【諏訪永山B案】車道南側集約案



【横断面⑨】

【現況】



【諏訪永山A案】車道中央集約案



【諏訪永山B案】車道南側集約案



注・計画道路の幅員構成や態様形態については、今後、関係機関との調整により変更となる場合があります。
・横断面中の破線は、芝等による緑化範囲を示しています。

(7) 景観

ア 主要な景観の構成要素の改変の程度及び地域景観の特性の変化の程度
既存資料等に基づき定性的に予測した。

イ 代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度
代表的な眺望地点の現況写真に、計画道路の完成予想図を重ね合わせたフォトモンタージュを作成し、現況写真との比較を行うことにより、代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度を定性的に予測した。

(8) 史跡・文化財

埋蔵文化財包蔵地の分布図と計画道路とを重ね合わせる方法で実施した。

(9) 自然との触れ合い活動の場

計画道路周辺の主な自然との触れ合い活動の場である「よこやまの道」の位置と、計画道路の改変部を重ね合わせる方法により実施した。

(10) 廃棄物

事業計画の内容に基づき、廃棄物の排出量を可能な範囲で定量的に算出する方法で実施した。

6 環境に及ぼす影響の評価の結論

対象計画の案及び地域の概況を考慮し、選定した項目について、対象計画の案の実施が環境に及ぼす影響について予測及び評価を行いました。

| 標準区間 | 鶴牧区間 | 諏訪・永山区間 |
|-------------------------------------|---|---|
| 【鶴牧A案】車道セパレート案 【鶴牧B案】車道南側集約案 | 選定した項目は、大気汚染、騒音・振動、日影、景観、廃棄物の4項目です。 | 【諏訪永山A案】車道中央集約案 【諏訪永山B案】車道南側集約案 |
| 選定した項目は、大気汚染、騒音・振動、日影、景観、廃棄物の7項目です。 | 選定した項目は、大気汚染、騒音・振動、地形・地質、生物・生態系、景観、史跡・文化財、自然との触れ合い活動の場、廃棄物の8項目です。 | 選定した項目は、大気汚染、騒音・振動、地形・地質、生物・生態系、景観、史跡・文化財、自然との触れ合い活動の場、廃棄物の8項目です。 |

予測・評価項目ごとの評価結果を整理しました。

評価結果の整理に当たっては、まず、環境基準等の評価の指標に照らして、環境にどの程度の影響を与えるかを明らかにする「環境影響の程度」と、環境上配慮する目標及び方針(以下「環境配慮目標」といいます。)をどの程度達成できるかを明らかにする「環境配慮目標の達成の程度」の2つの評価軸で整理しました。

なお、各評価軸ごとに、主に計画道路の横断方向の高低差が小さい「標準区間」については評価結果を整理し、計画道路の横断方向の高低差が大きい「鶴牧区間」及び「諏訪・永山区間」については、評価結果を整理するとともに、【A案】と【B案】の評価結果の比較を行いました。

環境影響の程度の評価は、表3(1)から表3(3)までに、環境配慮目標の達成の程度の評価は、表4(1)から表4(3)までに示すとおりです。

複数の対象計画案の社会・経済面から見た評価について、表5(1)及び表5(2)に示すとおり、鶴牧区間、諏訪・永山区間ごとに【A案】と【B案】とを比較しました。

(1) 環境影響の程度の評価

7 標準区間
環境影響評価項目として、大気汚染、騒音・振動、日影、電波障害、景観、史跡・文化財、廃棄物の7項目を選定し、騒音・振動(低周波音)、日影、電波障害は橋梁構造を対象に予測評価を実施しました。環境影響の程度は表3(1)に示すとおりです。

表3(1) 環境影響の程度の評価(標準区間)

Table with 2 main columns: 予測評価項目・予測事項 and 標準区間. Rows include 大気汚染, 騒音・振動, and 日影. Each row contains detailed evaluation criteria and standards.

予測評価項目・予測事項

標準区間

Table with 2 main columns: 予測評価項目・予測事項 and 標準区間. Rows include 日影, 電波障害, and 景観. Each row contains detailed evaluation criteria and standards.